

第四十二号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報  
個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

四 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

五 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第二項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第四 十 二 号 議 案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報  
個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)第一条の規定の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の改正に伴い、規定を整備する必要がある。